

頁	旧	新	摘要
3	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準 1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、<u>表1</u>の前段にまとめる。</p> <p>また、<u>図1</u>に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。</p>	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準 1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、<u>以下のとおり</u>、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、<u>表1－1から表1－3までの前段にまとめる</u>。</p> <p>また、<u>図1</u>に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。</p>	<p>原子力災害対策指針の全部改正</p>
4	<p><u>各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。</u></p> <p><u>なお、原子力規制委員会が示すEALの枠組みの内容は、表2のとおりである。</u></p> <p>2 運用上の介入レベル（OIL）</p> <p>全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記1の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後</p>	<p><u>具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み（表2）及び下記を踏まえ、原子力事業者が行う。</u></p> <p><u>原子力事業者は、下記を踏まえたEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならぬ。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。</u></p> <p>2 運用上の介入レベル（OIL）</p> <p>全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記1の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後</p>	<p>原子力災害対策指針の全部改正</p>

頁	旧	新	摘要
4	<p>は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。</p> <p>こうした対応の流れについては、<u>図1及び表1</u>の後段にまとめる。</p> <p>放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、<u>避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。</u>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p> <p>これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）を設定する。</p>	<p>は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。</p> <p>こうした対応の流れについては、<u>図1及び表1-1から表1-3</u>の後段にまとめる。</p> <p>放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、<u>国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下、「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用）等の措置を講じるようにしなければならない。</u>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p> <p>これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）を設定する。</p>	
7~8	<p><u>表1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置（1/2）、（2/2）</u> （追加）</p>	<p><u>表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置（1/2）、（2/2）</u></p>	原子力災害対策指針の全部改正
		<p><u>表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置（1/2）、（2/2）⇒（別図①へ（原子力新旧p3、4））</u></p>	
9~10	（追加）	<p><u>表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（1/2）、（2/2）⇒（別図②へ（原子力新旧p5、6））</u></p>	

【別図①（1/2）】

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置（1/2）

(試験研究原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※)並びに発電原子炉(第2③②(i)ただし書きの場合に限る))										
注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。										
UPZ										
UPZ 外※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る										
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
緊急事態区分	警戒事態	事業者 原子力	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	＝	＝	＝	＝	
		公共団体 地方	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	＝	・要員参集 ・情報収集 ・連絡体制の構築	＝	＝	
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	＝	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	緊急時モニタリングの準備のための調整	＝
	施設敷地緊急事態 (原災法10条の通報すべき基準を 採用したし、全面緊急事態に該当す る場合を除く)	事業者 原子力	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	＝	＝	＝	・緊急時モニタリングの準備及び支援	＝
		公共団体 地方	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に 応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について 住民への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制 の構築	・住民等への情報 伝達 ・今後の情報につ いて住民等への注 意喚起	＝	＝
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・緊急時モニタリングの実施 及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・ 分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要 請	・自治体への情報 提供 ・報道機関等を通 じた情報提供	・モニタリング情 報の収集・分析 ・緊急時モニタ リングの準備及び 支援	＝
	全面緊急事態 (原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用)	事業者 原子力	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	＝	＝	＝	・緊急時モニタリングの実施及び支援	＝
		公共団体 地方	・要員追加参集	・住民等への情報提供	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配 布等) 【防護措置基準に基づく防護 措置への対応】 ・避難、一時移転、避難対域時 検査及び簡易除染の準備(避 難・一時移転先、輸送手段、当 該検査及び簡易除染の場所の 確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制 の構築	・住民等への情報 伝達	＝	【避難等】 ・避難の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難対域時検査及び簡易除 染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該 検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・緊急時モニタリングの実施 及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・ 分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指 示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に避難、一時移転、避 難対域時検査及び簡易除染の 準備(避難・一時移転先、輸送 手段、当該検査及び簡易除染の 場所の確保等)を指示	・自治体への参集要 請	・自治体への情報 提供 ・報道機関等を通 じた情報提供	・モニタリング情 報の収集・分析 ・緊急時モニタ リングの実施及び 支援	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難対域時検査及 び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手 段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等) への協力を要請

※ 第2③②(ii)～(iv)に掲げるもの。

【別図①（2/2）】

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置（2/2）

(試験研究原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※)並びに発電原子炉(第2③②(i)ただし書きの場合に限る))
 注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		UPZ				UPZ 外※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
TLO	①TLO	事業者 原子力	=	・国及び自治体への 通報	=	=	=	=	=	=
		公共団体 地方	=	・住民等への情報伝 達	・緊急時モニタリングの実 施	【避難】 ・避難の実施	=	=	【避難】 ・(Gf)避難の実施	【避難】 ・(G遠)避難の受入れ
		国	=	・自治体への情報提 供 ・報道機関等を通じ た情報提供	・モニタリング情報の取 集・分析 ・緊急時モニタリングの実 施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一 時退避を含む)を指示	=	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報 提供	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(Gf)自治体に避難の実施を指 示	【避難】 ・(G遠)自治体に避難受入 れを要請
	②TLO 放射性物質に係る基準	事業者 原子力	=	・国及び自治体へ通 報	=	=	=	・緊急時モニタリング情 報の実施及び支援	=	=
		公共団体 地方	=	・住民等への情報伝 達	・緊急時モニタリングの実 施	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定	=	・住民等への情報伝達	=	=
		国	=	・自治体への情報提 供 ・報道機関等を通じ た情報提供	・モニタリング情報の取 集・分析 ・緊急時モニタリングの実 施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定 を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報 提供	・モニタリング情報の取 集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	
	③TLO	事業者 原子力	=	・国及び自治体へ通 報	=	【避難退域時検査及び除染】 ・避難対域時検査及び簡易除染への協力	=	=	=	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難対域時検査及び簡易除染への協力
		公共団体 地方	=	・住民等への情報伝 達	=	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難対域時検査及び簡易除染の実施	=	・住民等への情報伝達	=	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難対域時検査及び簡易除染への協力
		国	=	・自治体への情報提 供 ・報道機関等を通じ た情報提供	=	【避難対域時検査及び簡易除染】 ・避難待機時検査及び簡易除染の指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報 提供	=	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難対域時検査及び簡易除染の指示	
	④TLO	事業者 原子力	=	・国及び自治体へ通 報	=	=	=	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	=	=
		公共団体 地方	=	・住民等への情報伝 達	・緊急時モニタリングの実 施	【一時移転】 ・一時移転の実施	=	・住民等への情報伝達	=	【一時移転】 ・(Gf)一時移転の実施 【一時移転】 ・(G遠)一時移転の受入れ
		国	=	・自治体への情報提 供 ・報道機関等を通じ た情報提供	・モニタリング情報の取 集・分析 ・緊急時モニタリングの実 施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報 提供	・モニタリング情報の取 集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(Gf)自治体に一時移転の実 施を指示	【一時移転】 ・(G遠)自治体に一時移転 の池入れを要請
	⑤TLO	事業者 原子力	=	=	=	=	=	=	=	=
		公共団体 地方	=	・住民等への情報伝 達	・個別品目の放射性物質の 濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	=	・住民への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施
		国	=	・自治体への情報提 供 ・報道機関等を通じ た情報提供	・個別品目の放射性物質の 濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報 提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・個別の放射性物質の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	

※ 第2③②(ii)～(iv)に掲げるもの。

【別図②（1／2）】

表 1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等（1/2）

（その他の原子力施設（原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※）

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		当該原子力事業所が所在する地方公共団体等 （原子力施設近傍における重点的な対応）※地域の実情に応じ、隣接市町村を含む。				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
緊急事態区分	警戒 自治体	事業者 原子力	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	=
		公共団体 地方	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への条号伝達	・平常時モニタリングの強化	=
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	=
	施設敷地緊急事態 （原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、全面緊急事態に該当する場合を除く。）	事業者 原子力	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの準備及び支援	=
		公共団体 地方	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	=
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	=
	全面緊急事態 （原災法15条の原子力緊急対応の基準を採用。）	事業者 原子力	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリングの実施	=
		公共団体 地方	・要員追加参集	・住民への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	=
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	=

※ 第2(3)②(v)に掲げるもの。

【別図②（2/2）】

表 1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2/2）

（その他の原子力施設（原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※）

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		当該原子力事業所が所在する地方公共団体等（原子力施設近傍における重点的な対応）※地域の実情に応じ、隣接市町村を含む。				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
TPO	TPO1	事業者 原子力	=	・国及び自治体へ通報	=	
		公共団体 地方	=	・住民への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施
		国	=	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示
	スクリーンング基準 飲食物に係る	事業者 原子力	=	・国及び自治体へ通報	・緊急時モニタリングの実施及び支援	=
		公共団体 地方	=	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定
		国	=	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
	TPO4	事業者 原子力	=	・国及び自治体へ通報	=	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力
		公共団体 地方	=	・住民への情報伝達	=	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施
		国	=	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	=	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示
	TPO2	事業者 原子力	=	=	・緊急時モニタリングの実施及び支援	=
		公共団体 地方	=	・住民への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施
		国	=	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示
TPO6	事業者 原子力	=	=	=	=	
	公共団体 地方	=	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	
	国	=	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	

※ 第2(3)②(v)に掲げるもの。

頁	旧	新	摘要
38	<p>第2編 災害予防 第2章 原子力災害予防対策 第4節 環境放射線モニタリングの実施等 県は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による県内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び所在県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報入手するほか、本県が原子力規制庁から受託している環境放射能水準調査（以下「環境放射能調査」という。）<u>について、環境調査センターを始め県内5か所において実施し、その結果について同庁に報告するとともに、ウェブページで公表を行う。</u></p>	<p>第2編 災害予防 第2章 原子力災害予防対策 第4節 環境放射線モニタリングの実施等 県は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による県内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び所在県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報入手するほか、本県が原子力規制庁から受託している環境放射能水準調査（以下「環境放射能調査」という。）<u>について、環境調査センターを始め県内5か所で空間放射線量のモニタリング等を実施し、その結果について同庁に報告するとともに、ウェブページで公表を行う。</u></p>	表記の整理
50	<p>第3編 災害応急対策 第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 第9節 自衛隊への災害派遣要請等 1 自衛隊への災害派遣要請 県は、受入体制を整え、自衛隊に災害派遣を要請する。</p>	<p>第3編 災害応急対策 第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 第9節 自衛隊への災害派遣要請等 1 自衛隊への災害派遣要請 市は、受入体制を整え、<u>県を通じて</u>自衛隊に災害派遣を要請する。</p>	表記の整理
61 63	<p>第4編 災害復旧 第10節 他の機関の措置 <u>その他の実施責任者の措置については、「愛知県地域防災計画」に定めるところによる。</u></p>	<p>第4編 災害復旧 (削除)</p>	表記の整理